

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産…………… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの…………… 取得原価

取得原価が不明なもの…………… 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産…………… 原則として取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの…………… 取得原価

取得原価が不明なもの…………… 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 子会社・関連会社株式…………… 取得価額

ただし、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

② その他有価証券…………… 出資金額

ただし、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

③ 出資金…………… 取得原価

ただし、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等…………… 先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 3年 ～ 50年

工作物 5年 ～ 75年

物 品 2年 ～ 18年

ただし、一部の連結対象団体の一部資産は取替法によっています。

② 無形固定資産…………… 定額法

ソフトウェア 5年

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率等により徴収不能見込額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体については、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から愛媛県市町総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、愛媛県市町総合事務組合における積立金額の運用益のうち内子町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（内子町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

該当はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

	団体（会計）名	区分	連結の方法
1	一般会計	一般会計等	全部連結
2	小田高校寄宿舎特別会計	一般会計等	全部連結
3	内子町国民健康保険事業特別会計	公営事業会計	全部連結
4	内子町介護保険事業特別会計	公営事業会計	全部連結
5	内子町後期高齢者医療保険事業特別会計	公営事業会計	全部連結
6	内子町介護保険サービス事業特別会計	公営事業会計	全部連結
7	内子町水道事業会計	公営企業会計	全部連結
8	内子町公共下水道事業特別会計	公営企業会計	全部連結

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸借している場合を含む）、売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される普通財産のうち活用が図られていない公共資産。

イ 内訳

事業用資産	425,709 千円 (1,094,424 千円)
土地	425,709 千円 (1,094,424 千円)

平成 31 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

上記（1,094,424 千円）は貸借対照表における簿価を記載しています。